

令和5年3月  
第  
**219**  
号



# 国保だより

KOKUHO-DAYORI

今月の被保険者数

(令和4年12月末現在)

人口 142,679

世帯数 65,902

被保険者数 38,762

国保世帯数 23,162



沖縄県国民健康保険事業50周年記念ロゴマークは、沖縄県の国民健康保険制度50周年の周知を図るもので、沖縄県民に国民健康保険への理解及び健康への関心を、より一層深めてもらうことを目的としています。



## 国民健康保険被保険者証のきりかえについて

### 【被保険者証の発送について】

令和5年4月1日以降の被保険者証につきましては、令和5年3月上旬から順次郵送されます。

令和5年2月16日時点で、保険料（第6期まで）が滞納となっている世帯は、短期の被保険者証が発送されます。保険料の滞納がなくなった際に被保険者証の差し替えをいたしますので、お問い合わせください。

### 【70歳になる方の被保険者証の有効期限について】

令和5年4月2日から令和6年3月1日までに満70歳の誕生日をお迎えになる方は、被保険者証の有効期限が誕生月の末日まで（各月の1日生まれの方は、その前日まで）になります。

**※有効期限を迎えるまでに、新しい被保険者証（有効期限：令和6年3月31日）を再度郵送いたします。**

### 【75歳になる方の被保険者証の有効期限について】

令和5年4月2日から令和6年3月31日までに後期高齢者医療制度へ移行する方は、被保険者証の有効期限は75歳の誕生日前日までになります。

**※有効期限を迎えるまでに、後期高齢者医療制度の被保険者証が郵送されます。**

### 【有効期限切れの被保険者証について】

有効期限切れの被保険者証については、はさみで裁断するなどご自身の責任で確実に破棄してください。

お問い合わせ：国民健康保険課 資格・賦課係 電話 098-939-1212 (内線 2106・2116・2108・2129)

# こんなときは国保へ届け出を

転入や転出、職場の健康保険に入ったときなど、その事実が発生した日から**必ず14日以内**に届け出をしましょう。

- 届け出が遅れると** → ①適用開始日までさかのぼって（最高過去2年分）保険料が発生します。  
 ②保険証がない期間に実費でかった病院代は全額自己負担になります。

また、沖縄市の国保資格がない期間に受診した場合、沖縄市が負担した医療費を全額返していただくことになりますのでご注意ください。（正しい保険者への請求手続きが必要です。）

	こんなとき	手続きに必要なもの
国保に入るとき	転入してきたとき	他の市町村の転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	
	健康保険の被扶養者からはずれたとき	健康保険資格喪失証明書
	健康保険の任意継続期間が満了したとき	
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳（親子健康手帳）
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
	外国人が3カ月以上の滞在が見込まれるとき	「在留カード」または「特別永住者証明書」のいずれかとパスポート
国保をやめるとき	転出するとき	国民健康保険被保険者証
	職場の健康保険に入ったとき	国民健康保険被保険者証、職場の健康保険証または健康保険資格取得証明書
	健康保険の被扶養者になったとき	
	死亡したとき	国民健康保険被保険者証、死亡したことを証明するもの
	生活保護を受けとるようになったとき	国民健康保険被保険者証、保護開始決定通知書
その他	住所・氏名・世帯主を変更したとき	国民健康保険被保険者証
	国民健康保険被保険者証を汚した、破った、紛失したとき	汚損した国民健康保険被保険者証など
	修学（入所）のため別に住所を定めるとき	国民健康保険被保険者証、在学（在園）証明書

※国民健康保険に加入する場合、既に国保加入者がいる世帯では、その加入者の国民健康保険被保険者証も必要になります。

※すべての届出に本人確認ができるもの（マイナンバーカード・運転免許証など写真付きの身分証）が必要です。

※場合によっては、必要書類が上記と異なる場合がありますので、届出の際にはお電話または窓口で必要書類の確認をお願いします。

お問い合わせ：国民健康保険課 資格・賦課係 電話 098-939-1212（内線 2106・2116・2108・2129）

## 国民健康保険料 夜間窓口のご案内

国民健康保険課では、保険料の納付相談及びお支払いについての夜間窓口を開設しております。予約のうえご利用ください。

**場 所** 沖縄市役所庁舎1階 国民健康保険課窓口

**開設日** 第2・第4・第5の水曜日 【祝日、慰靈の日（6月23日）、12月28日～1月3日はお休みとなります】

**受付時間** 17時15分～20時まで ※完全予約制

**取扱業務** ①保険料の納付相談 ②保険料のお支払い



※新型コロナウイルス感染症拡大防止により中止する事がありますので、来所前にHPやお電話でお問い合わせください。

お問い合わせ：国民健康保険課 収納対策係 電話 098-939-1212（内線 2106・2108・2120・2121）

## 国民健康保険料のコロナ減免申請期限について

令和4年度の新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険料の減免申請期限は下記のとおりとなっております。



新型コロナウイルス  
感染症に係る保険料減免

### 減免対象要件

世帯の生計を主に維持している方が死亡、重篤な傷病を負った場合または30%以上の収入減少が見込まれる場合

**コロナ減免申請期限 令和5年3月24日(金)まで**

(減免申請期限を過ぎると受付できません)

\*その他の減免については申請期限や適用要件が異なりますので保険料のお支払いが困難な方は速やかにご相談ください。

お問い合わせ：国民健康保険課 資格・賦課係 電話 098-939-1212 (内線：2108・2113)

## 令和5年度（令和4年収入分）市・県民税兼国民健康保険料所得申告について

### ① 国民健康保険に加入している方

### ② 後期高齢者医療に加入している方

次のいずれかに該当する場合は  
所得の申告が必要です。

所得の申告が  
ない場合には

- ① 保険料の軽減措置が受けられなくなります。  
② 所得に応じた医療費負担の軽減が受けられなくなります。

**申告期限 令和5年3月15日(水)まで**

お問い合わせ：電話 098-939-1212

(申告について) 市民税課 内線：3252～3255

(保険料等の軽減について) 国民健康保険課 資格・賦課係 内線：2108・2113

## 後期高齢者医療制度加入の皆さんへ

### ○令和4年度後期高齢者医療保険料の減免申請期限について

被保険者・世帯主の失業、疾病等により所得が減少している方の、保険料の減免申請期限は、**令和5年3月24日(金)**です。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により被保険者・世帯主の失業、疾病等により所得が減少している方の、保険料の減免申請期限は、**令和5年3月31日(金)**です。期限内に申請してください。



新型コロナウイルス  
感染症に係る保険料減免

### ○令和5年度の被保険者証のきりかえについて

後期高齢者医療被保険証のきりかえは、令和5年8月1日です。  
国民健康保険と時期が異なりますのでご注意ください。

新しい被保険者証は、保険料の未納がない方へ、7月頃郵送でお届けします。  
今年度の保険料の納め忘れないか、ご確認をお願いします。



### ○長寿健診受診券の再発行について

令和4年度に後期高齢者医療制度に加入した方、また受診券を紛失した方に「長寿健診受診券」を再発行いたします。郵送も可能です。令和4年度の受診券の利用期限は、令和5年3月31日(金)迄です。お早めにお求めください。

お問い合わせ：国民健康保険課 後期高齢医療係 098-939-1212 (内線 2101・2118)

40～74歳の国民健康保険に加入されている方

# 令和5年度の健康診断が 4月1日から始まります！

**沖縄市の受診券を使うと基本健診が無料！**  
**さらに、がん検診等もお得に受けることが出来ます**



3月に、受診券を青い封筒で発送します。  
 ※受診券は、年齢や加入している保険によって  
 異なります。詳細は、下記の健診係までお問い合わせください。

## ★受診券の利用方法は2パターン★

令和5年度は4月から  
開始します！

### 個別(病院)健診で使う

#### 受診したい病院へ予約

受診券が使える病院一覧は  
 受診券と同封されている  
 健診ガイドをご確認ください。



### 集団健診で使う

#### 沖縄市役所 市民健康課へ予約

毎日程について受診券と同封されている  
 健診ガイドをご確認ください。  
 ご予約は下記の連絡先までお願いします。



受診券が届き次第、予約可能となっております。  
 ご予約はお早目に～♪



### 定期通院中の方も健診の対象です



通院での検査は、主に持病の **治療** のための検査をします。  
 健康診断では、生活習慣病の **早期発見・予防** のための検査をします。  
 一年に一度、全身を確認する意味でも健診を受けましょう！

お問い合わせ：市民健康課 健診係 電話 098-939-1212（内線 2246・2245）



出張撮影承ります

生年祝い  
百日記念  
家族写真

〒904-2154  
沖縄県沖縄市東2-24-6

TEL 098-911-4433

保育園・企業様  
**出張撮影承ります**

沖縄市東2-24-6  
バンビーニ 098-911-4433